



【令和6年版】改正育児・介護休業法の概要と 「不利益取扱い」防止のための留意点

来年4月1日と10月1日に改正育児・介護休業法が順次施行される予定となっています。事業主としては、各種規定類の整備などとともに、法律上禁止されている「不利益取扱い」を巡るトラブルとならないように引き続き注意しなければなりません。

本セミナーでは、令和4年改正に引き続き、今回の改正法の概要を理解するとともに、トラブルになりやすい「不利益取扱い」事例について、実務上の留意点をポイント解説します（※前回のご案内の際とテーマが変更になっております。）。

日時 令和6年12月4日（水）

午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児

（石寄・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法 WEB 開催

定員 100名

（Microsoft Teams meeting を使用）

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円（税抜5,000円）

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX 又はメールでお申し込みください（申込み〆切り11月28日（木））。

【講義プログラム】

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 改正育児・介護休業法の概要 | (8) 介護休暇の見直し |
| (1) 子の看護休暇の見直し | (9) 介護離職防止のための各種措置 |
| (2) 所定外労働の対象となる子の範囲の拡大 | (10) テレワークの選択措置の努力義務化 |
| (3) 短時間勤務制度の代替措置の追加 | 2. 近時の「不利益取扱い」事例 |
| (4) テレワークの選択措置の努力義務化 | (1) 基本判例と近時の裁判例 |
| (5) 育児休業取得状況の公表（300人超企業） | (2) 判断のポイント |
| (6) 育児期の柔軟な働き方実現のための措置 | (3) トラブル防止のための留意点 |
| (7) 仕事と育児の両立に関する措置 | 3. まとめと質疑応答 |

【次回の開催予定】 令和7年2月19日（水）午後3時～5時

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい)※申込み〆切り 11月28日(木)

<p>テーマ：【令和6年版】改正育児・介護休業法の概要と「不利益取扱い」防止のための留意点 日時：令和6年12月4日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。</p>	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 _____ 所属・役職・ご担当者氏名 _____	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。